

会社法改正等に伴う経団連ひな型の改訂版、公表 — 経団連

去る3月9日、一般社団法人

日本経済団体連合会は「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社各種書類のひな型（改訂版）」を公表した。2019年12月の会社法改正に伴い会社法施行規則等が改正されたこと、および企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」、同30号「時価の算定に関する会計基準」、同31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の策定に伴い会社計算規則が改正されたこと等から、所要の修正を行ったもの。

主な改訂内容は次のとおり。

事業報告

(1) 事業報告の構成

事業報告における記載事項について、所要の項目が追加された。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたウェブ開示によるみなし提供制度（会施規133の2）については、時限措置とされていることに鑑み、対象としていない。

(2) 各記載事項の記載方法

株式に関する事項においては、

記載例に「当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」の表が追加され、取締役（社外取締役を除く）・社外取締役・監査役それぞれについて、株式の種類および数・交付された者の人数を記載するようになっている。

その他、「社外役員の主な活動状況」の記載例において、指名諮問委員会の委員長を務める取締役が委員会に出席し、経営陣の監督を行っている例が追加されている。

計算書類および連結計算書類
新基準の策定等を踏まえて所要の項目が追加され、記載例についても、次のような修正が行われた。

(1) 収益認識に関する注記
収益および費用の計上基準に関する記載例において、「顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識」する等の例が示されている。

(2) 会計上の見積りに関する注記
会計上の見積りの内容に関する

理解に資する情報の注記を要しないと合理的に判断される場合の記載例として、「翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの」を記載する例が示されている。

(3) 「金融商品に関する注記」

「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項を記載しない記載例」および「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項も記載する記載例」が新設され、それぞれにおいて、金融商品の状況等に関する事項が例示されている。

(4) 新型コロナウイルス感染症関係の記載

記載例において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業が、今後、徐々に回復に転じるものと仮定して、有形固定資産の減損処理や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている場合の例が示された。

株主総会参考書類

(1) 取締役選任議案

取締役選任に関する記載例において、候補者と会社との間で補償契約を締結しているとき、および候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき等には、契約の内

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月12日(月)まで(10日が土曜日、11日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年3月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
4月15日(木)まで	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	② 4月1日の現況で提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
4月30日(金)まで	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年1月期) 2カ月延長法人(令和2年12月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(2月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(2月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(5月、8月、11月期) ⑪ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)の損益計算書等の提出(令和2年12月期)	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑫ 公益法人等が年間収入金額8,000万円超の場合、事業年度終了後4カ月以内に損益計算書等を所轄税務署長に提出する義務がある(措法68の6、措令39の37)。

容を記載する。

契約の「締結」には「更新」も含まれるとされ、契約を更新する場合において、「再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定」とする記載例等が追加されている。

(2) 取締役の報酬議案

「記載上の注意」に所要の内容が追加されたほか、記載例において、取締役の報酬の決定方針について「必要かつ合理的な内容となっており、相当である」と判断した例が示された。

監査等委員である取締役の報

酬等議案については、決議内容が相当であることの理由の説明が必要とされたが、その説明に際し、個人別の報酬等について

の決定に関する方針の内容に言及する必要はない。これについて、監査等委員である取締役の報酬等の改定を議案に盛り込んだ記載例が追加された。

招集通知

「記載上の注意」に、新型コロナウイルス感染症拡大時等の状況における対応について、「政府の方針や企業及び株主等の置かれた状況を考慮しながら作成する」旨が追加された。

会計

検針日基準への対応に関する改正
収益認識基準、3月公表へ — ASBJ

去る3月11日、企業会計基準委員会は第453回企業会計基準委員会を開催した。

検針日基準への対応について、公表されていた企業会計基準適用指針公開草案70号（企業会計基準適用指針30号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメントへの対応について、審議された。

コメント対応

寄せられた4通のコメントは、基本的に代替的な取扱いを設けることに賛成の意見であった。

賛成意見のなかには、「ただし、業種が限定されているため、業種固有の会計規則や業種別の監査上取扱い等で手当てすべきではないか、もし、業種固有の取扱いをASBJで定める方針に変更されたのであれば、今後

ポジティブ・メンタルヘルス

観点の転換

メンタルクリエイト
江口 毅

新型コロナウイルス感染症に罹患した人が差別や偏見に苦しんでいることが少なくありません。海外では、人種差別に発展しているという話も聞きます。このような話を聞いたとき、差別や偏見の根深さ、病気になる人へのいたわりの気持ちや失った社会について考えざるを得ません。

また、なぜ自分も罹患する、差別を受けるといった可能性について想像しないのだろうかと思議に思います。しかし、世間をみれば、このようなことはあちこちで起きています。失敗した人を馬鹿にする、障害を持つている人を差別する、生活保護を受給することになった人を蔑む、加害者を一方向的に非難するなど、枚挙に暇がありません。これらに共通するのは、「向こう側—こちら側」という単純な構図で捉え、自分には関係ないという発想や姿勢があることです。はたして本当に自分には関係ないことなのでしょうか。

「子ども叱るな来た道じゃ、年寄り笑うな行く道じゃ」という言葉があります。誰しもがかつては子どもであり、誰しもがいずれ年寄りになることを簡単に忘れてし

まう私たちへの教訓でしょう。私たちに必要なのは、このような視点や立場の転換です。過去に目を向ければ、自分にも子どもの頃があった、失敗をしたことがあった、怪我をして周囲のお世話になったことがあった、不注意で人に迷惑をかけたことがあった、誰かの支えがないと生きていけないときがあった。人生を振り返れば、たくさん思い当たることがあるはずですが、また、未来に目を向ければ、自分も心身の障害を持つ可能性がある、仕事や家族を失って孤独になる可能性がある、交通事故などで加害者になる可能性がある。これらは誰も否定はできません。万人に「可能性」があります。

このように、視点や立場を転換してみると、誰かを盲目的に非難したり、扇動されるままにバッシングをしたり、弱者やマイノリティを差別したりすることを減らせるのではないのでしょうか。ただ、そのためには人間としての強さも必要です。私たちは、自身のなかにある不安や恐怖を抱えることができなから、それらを攻撃や差別という形で外側に出すという面があります。そう

ならないためには、不安や恐怖と向き合うこと、感情を言語化し咀嚼すること、信頼できる誰かと感情を分かち合いながら抱えることなどが必要で、その結果、私たちは他者の気持ちや置かれている状況を想像できるようになり、多様性を認められる社会の「員」となっていくことができるでしょう。

そしてもう一つ大事な点は、社会のなかで生きていく以上、他者への態度がいづれ自分に返ってくるという循環があることです。視点や立場を転換することなく攻撃、非難、差別を行っている人は、同じ社会のなかで生きていく限り、巡り巡って自分が受ける側になり得ます。だから、まず自分が視点や立場を転換し、態度を変えることから始めなければなりません。

かつて訪れた八重山諸島の黒島にたけ婆というおばあがいました。たけ婆が縁側で話してくれた言葉を思い出されます。「人から何かをされることを期待するんじゃない、まず自分が徳を積み、そして貯めた徳の量が幸せになれるかどうかを決めるんだ。」

他の業種でも適用指針を策定していく方針なのか」というコメントがあり、事務局のコメントに対応案では「他の業種への類推適用を認めると実務が混乱する」という意見を踏まえたものであり、業種別の会計基準を開発する意図ではない旨が示された。

と日本ガス協会からコメントが寄せられていないが、公開草案について、両会の意見は聞かれていますか」との質問があった。事務局から「電気事業連合会からは賛成の意が示されており、日本ガス協会からも反対の意見は聞いていない」との回答があった。

必要が生じると考えられるため、要件を満たせば、税効果の対象となり得る」との回答があった。

連帯納付義務に関する注記

連帯納付義務について、親会社および次に掲げる①、②の会社は、連帯納付義務を履行する可能性があるため、連帯納付義務に係る注記を求め、他の子会社については注記を求めない旨が提案された。

- ① 純粹持株会社で実質的に核心的事業を行っている。
- ② 親会社と同等ないし、親会社以上の資金力・収益力がある。

委員からの意見
委員から、「電気事業連合会

委員からの意見
委員から、「電気事業連合会

委員からの意見
委員から、「電気事業連合会

委員からの意見
委員から、「電気事業連合会

委員からの意見
委員から、「電気事業連合会

委員からの意見
委員から、「電気事業連合会

積み残しの論点検討、急ピッチ

IASB J、税効果会計専門委

IASB J、税効果会計専門委

IASB J、税効果会計専門委

IASB J、税効果会計専門委

IASB J、税効果会計専門委

IASB J、税効果会計専門委

去る3月4日、企業会計基準委員会は第72回税効果会計専門委員会を開催した。前回（本誌2021年3月10日号（No.1605）情報ダイジェスト参照）に引き続き、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについて審議された。主な審議内容は次のとおり。

他の通算会社の株式等と税務上の簿価純資産額の差額に関する会計処理については、当該帳簿価額が減額修正される場合、繰延税金負債が計上されるとして、これに対し、専門委員からは、「当初取得時に、税務上の簿価純資産額を超える金額を取得した場合も、将来の課税所得を増額する効果があるとして、繰延税金負債を計上する対象となるか」との質問があった。事務局からは「その状態で株式の売却を行えば、投資簿価修正の

この子会社の想定について、専門委員からは「資金力・収益力がある子会社が複数あり、その規模が変化することもある。現状の定義では、現場が混乱する可能性もあるのではないか」等の懸念が示された。

この子会社の想定について、専門委員からは「資金力・収益力がある子会社が複数あり、その規模が変化することもある。現状の定義では、現場が混乱する可能性もあるのではないか」等の懸念が示された。

この子会社の想定について、専門委員からは「資金力・収益力がある子会社が複数あり、その規模が変化することもある。現状の定義では、現場が混乱する可能性もあるのではないか」等の懸念が示された。

この子会社の想定について、専門委員からは「資金力・収益力がある子会社が複数あり、その規模が変化することもある。現状の定義では、現場が混乱する可能性もあるのではないか」等の懸念が示された。

投資簿価修正に関する取扱い

投資簿価修正について、事務局からは連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱いが提案された。

投資簿価修正について、事務局からは連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱いが提案された。

投資簿価修正について、事務局からは連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱いが提案された。

投資簿価修正について、事務局からは連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱いが提案された。

投資簿価修正について、事務局からは連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱いが提案された。

投資簿価修正について、事務局からは連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱いが提案された。

4月1日以後に開始する事業年度の期首からとすることを提案した。原則として遡及適用が求められるが、経過措置として、2022年4月1日以後の事業年度の期首時点での剰余金にその影響を加減することもできるという対応策を示した。

なお、早期適用は本実務対応報告公表後に終了する事業年度末（3月決算においては2022年3月末）から認められる旨が提案された。早期適用でも原則として遡及適用が求められるが、経過措置として、会計方針の変更の影響を損益とすることを認めること、また、事業年度の開始後に本実務対応報告が公表されることに鑑み、本来期首にすべき会計処理を、期末に行うことを認める案が示された。

専門委員からは「早期適用の経過措置について、期末時点で計算した結果を踏まえて、遡及適用か経過措置を選択できるようなになっているのではないか」との懸念が示された。事務局は「指摘のとおり、どちらかを選ぶことによって適用初年度の損益計算書が変わってくる。あらためて検討する」との回答があった。

親委員会での審議

去る3月11日に開催された、第453回親委員会でも、本テーマについて、審議が行われた。

(1) 連帯納付義務

委員からの「連結納税制度では不要だった開示を、グループ通算制度で求める必要を感じない。開示を見送る案にしてはどうか」との意見に、事務局から「グループ通算制度では、制度上、連帯納付義務が発生し得るが、実際にそのようなケースはあまり多くはないだろう。とはいえ、開示が不要だという理由を文章で表現するのが難しい。検討する」との回答があった。

(2) 適用時期(経過措置)
委員から、経過措置に関して「連結納税制度からグループ通算制度へ移行する場合の会計方針の変更の影響について、

2022年4月1日からの強制適用時には、期首の利益剰余金等で調整するが、2022年3月期の第4四半期で早期適用する場合は、期末に当該年度の損益に含めることとできるとして、本来は税制改正が行われた2020年3月期の期首から調整すべきものを繰り延べていたとすると、この場合も期首剰余金で調整すべきではないか」との質問があった。事務局から「どのような影響があるかも踏まえ、再度確認する」との回答があった。

(3) 今後の方向性

連帯納付義務や適用時期については、まだ方向性が定まっていないため、次回の専門委員会の議論を踏まえて、可能ならば次回の親委員会（3月25日開催予定）で公表議決を行いたい旨が示された。

国際会計

気候変動とESGタスクフォースの設置、公表—SEC

去る3月4日、SEC「タスクフォース」というのは、執行部門(Division of Enforcement)（法令準拠の調査を行う部門）に「気候変動とESGタスクフォース」(以下、

「タスクフォース」という)を設置することを公表した。タスクフォースは、SECの本部、地方事務所、執行専門ユニットからの22人のメンバーで構成される。気候変動とESGに関連する開示や投資に対する投資家の注目と期待の高まりにあわせて、タスクフォースは、ESGに関連する不正行為を積極的に識別する取組みを開始する。タスクフォースは、潜在的な違反の識別のために、登録者全体の情報の掘り起こしと評価のための高度なデータ分析の使用を含む、部門のリソースの効果的な使用ができるよう調整する。最初の焦点として、既存の規則での気候変動リスクにおける発行者の開示の重要なギャップまたは虚偽表示の識別が挙げら

経理用語の豆知識

電子的媒体または経路による確認



電子的確認とは、監査人の実施する確認手続において、監査人、被監査会社または第三者が整備および運用する電子的確認システムを利用して、電子的媒体によりまたは電子的経路を通じて確認依頼または回答入手を行うことをいう。リモートワークが求められている状況においては、電子的回答の入手のみならず、確認依頼についても電子的媒体によりまたは電子的経路を通じて行う方式が行われるようになっている。

監査人のウェブサイトによる確認(監査人が構築・運用するウェブサイトのしくみにおいて、固有のURLに確認回答者が確認回答データを掲載し、監査人が確認回答データを入力するしくみ)において、確認依頼への回答が電子的に行われることに伴う、確認回答者のなりすましや事後否認等のリスクがある。

対応手続として、確認回答における複数者の関与、ドメインの適切性の検討、電子署名の活用等が挙げられる。

成される。気候変動とESGに
また、タスクフォースは投資
アドバイザーやファンドのES
G投資戦略に関連する開示とコ
ンプライアンスの問題点を分析
する。そして、SECの他の部
門と一緒に綿密な作業を進める
ことになる。
タスクフォースを主導するケ
リー・ギブソン氏は、「われわ
れが、市場のよりよい警官にな
り、不正行為を追跡し、投資家
を保護することを可能とする、
経験と専門性の双方を、タスク
フォースはもたらす」と述べて
いる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 3月8日	業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績連動給与該当性について(文書回答事例)	国税庁	取締役等に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する事例。退任時に交付される株式を含め、営業利益率の達成状況を基礎として交付される株式の数が決定されることから業績連動給与に該当し、法人税法34条1項3号に該当することを要件として損金に算入される。対象取締役の所得については、対象取締役に交付される譲渡制限付株式は、対象取締役の退任により譲渡制限が解除されることから、退職に基因して譲渡制限が解除されたものと認められ、また、退任時交付株式は、対象取締役が取締役を退任した場合に交付されることから、退職に基因して一時に支払われるものと認められ、いずれも退職所得に該当されるとされている。 https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/bunshokaito/shotoku/210129/index.htm	—

金融

米雇用統計、改善するも長期金利上昇は限定的か

米労働省は3月5日、2月の雇用統計を発表した。非農業部門の就業者数は、1718万人増としていた市場予測を上回り、前月比37万9,000人増、失業率も前月比0.1ポイント改善の6.2%だった。

予想を上回る改善幅をみせた雇用統計に、NYダウは直後にボラティルな動きをみせたが、その後堅調に推移し、3月10日には3万1,000ドル台から3万2,000ドル台に水準を切り上げた。一方で、米10年債利回りは発表直後に1.5%台半ばから1.6%台に乗せたものの、3月10日には再び1.5%台半ばに低下している。

3月10日に個人向け給付金を含む1.9兆ドルの新型コロナウイルス対策法案が米連邦議会下院で可決したことも、個人投資家の参入期待へつながり、株式市場の支援材料となったとみられる。

米長期金利は、期待インフレ率の変化に応じて変動し、ここに将来の短期金利見通しや連邦

政府の財政赤字要因が加わるとされる。一方、インフレ期待は、景気拡大に伴う総需要拡大と原油価格の上昇などのコスト上昇が要因とみられている。

追加経済対策は株式市場には好材料となるが、労働参加率の低下などから、債券市場は冷静に反応しているとされる。米労働省のデータによれば、労働参加率は昨年2月の63%台から、最初の都市封鎖により60%付近まで低下し、一時的に61%台半ばまで戻したものの、その後は今年2月まで横ばいで推移している。労働市場に労働者が戻らない限り、雇用統計を景気回復の兆しとして捉えることはできないとの見方が強い。

個人向けの最大1,400ドルの給付金は、当面は消費より債務返済などセーフティネットの用途に使われるため、GDP押し上げ要因としては弱いとされる。そのため、米長期金利の上昇は限定的で、原油価格上昇などの要因がなければ、当面は一進一退になるとみられている。

証券

米経済対策は景気回復と株高をもたらすか？

米国株価は2月中旬から下旬にかけて、世界同時株安の一環で下げを記録した。その後、しばらく一進一退状態であったが、3月上旬後半から上げ足を速め、NYダウは3月10日には

下げる前の高値どころか、史上最高値更新へ進んだ。背景には、バイデン政権の超大型経済対策が下院議会で可決されたことが挙げられる。

この米株価の動きに欧州勢は追随しているが、アジアの株価は、日本を始めとして中国を含めて戻りが鈍い。2月中旬までの株価上昇はアジア勢が世界のリーダーとみられていただけに、最近の欧米とアジアの株価の動きは対照的との見方もある。

欧州勢が米国に追従できたのは、コロナ禍から改善しつつあるという自信の表れとの声もある。一方、わが国株式市場では、緊急事態宣言が延長されるという状況に加え、投資家の今年初めからの早過ぎる株価上昇への懸念もあり、株価の見直し

を行っているようだ。特に株高をリードしてきた経験の浅い個人投資家は、迷いの時期にあるともみられる。

今後の世界の株価は、米国市場次第となる公算が大きいとの見方が強い。米経済は経済対策が動き出すことによって、消費や雇用の状況が好転し、景気過熱の観測も始めている。そのとき、長期金利の上昇幅と、連邦準備制度理事会(FRB)がそれをどのようにコントロールするかがポイントになるとされる。

米国以外の市場にとつては、対米輸出の増加いかんが米株価に追従できるか否かの分かれ目になると考えられる。さらに日本株価の場合、為替相場、円・ドル相場の動向に大きな影響を受けると注意が必要だ。

現在、米長期金利が上げ足を速める一方、円は相変わらず異次元の金融緩和のもとにあるため、日米金利差が拡大傾向にある。円安・ドル高の兆しがみえ始めている。今後の展開が注目される。